使用開始日 2024年 3 月30日



MHAM日本バリュー株オープン 〈DC年金〉

愛称: Vオープン〈DC年金〉

追加型投信/国内/株式

- この目論見書により行う「MHAM日本バリュー株オープン〈DC年金〉」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2024年3月29日に関東財務局長に提出しており、2024年3月30日にその効力が生じております。
- ■「MHAM日本バリュー株オープン〈DC年金〉」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。 ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

■委託会社への照会先

【コールセンター】 0120-104-694 (受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)

【ホームページアドレス】 https://www.am-one.co.jp/

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 杉原 規之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部	【証券情報】	• • •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第二部	【ファンド情	報】・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第1	【ファンドの	状況】	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第2	【管理及び運	営】・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	34
第3	【ファンドの	経理状	況】			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	40
第4	【内国投資信	託受益	証	歩 雪	事彩	ちの	概	要]	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	64
第三部	【委託会社等	の情報		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	66
第1	【委託会社等	の概況		•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	66
約款•			•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	112

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

MHAM日本バリュー株オープン〈DC年金〉(以下「当ファンド」といいます。) ただし、愛称として「Vオープン〈DC年金〉」という名称を用いることがあります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権(以下「受益権」と称することがあります。)です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

また、当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

取得申込日の基準価額とします。

※ 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額(純資産総額)を計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

注:電話番号はコールセンターのものです(以下同じ)。

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時から午後5時までとさせていただきます。 (以下同じ。)

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

1円以上1円単位です。

※当初元本は1口当たり1円です。

(7)【申込期間】

2024年3月30日から2024年10月1日まで

※ 申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会 先までお問い合わせください。

照会先の	名称	ホームページアドレス	電話番号
アセット	マネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(9) 【払込期日】

取得申込金額は、販売会社が定める期日までに、販売会社にお支払いいただきます。なお、取得申 込金額には利息は付されません。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、アセットマネジメント0ne株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由してみずほ信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座(受託会社が再信託をしている場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込金額は、お申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメント0ne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

○ 投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、2007年1月4日より投資信託振替制度(以下「振替制度」といいます。)に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」 に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理 します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」と いいます。)への記載・記録によって行われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

① 主としてMHAM日本バリュー株マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。)受益証券への投資を通じ、わが国の株式に投資を行い、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行います。

<ファンドの特色>

- I わが国の株式を主要投資対象とし、"企業の本質的価値[※]と比較した株価の割安度(バリュー)"に着目した運用を行います。
 - ※ ここでは、企業の資産価値や企業の収益力等から算出される企業の投資価値を"企業の本質的価値"と定義します。
- II 銘柄選択にあたっては、各種株価指標 (PBR、PER、PCFR、PSRなど)を基準とするとともに、 産業調査・個別企業調査に基づき企業の経営戦略や事業環境などの定性評価を行い、"中・長 期的に投資魅力が高く株価が割安と判断される銘柄"を厳選し投資します。
- Ⅲ 「ラッセル/ノムラ トータル マーケット バリュー インデックス」をベンチマークとして、統計的手法に基づくリスク管理を行いながら、中・長期的にこのベンチマークを上回る運用成果を目指します。
- ② 1兆円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限については、受託会社と合意のうえ変更することができます。
- ③ 一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

<商品分類>

• 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型	国 内 海 外	株 式 債 券 不動産投信
追加型	内 外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

• 商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託
	財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が
	実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が
	実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

<属性区分>

・属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
(実際の組入資産) 株式 一般 大型株 中小型株 ・中が表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	が が が で で で 本 北米 歌 ア オ 中 ア ア 中 ア ア ア 中 ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア	ファミリーファンド ファンド・オブ・ ファンズ
() 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()		

[※] 当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式・一般」です。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

• 属性区分定義

その他資産	目論見書又は投資信託約款において、主として「株
(投資信託証券)	式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資す
	る旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当
	資産を表す。
株式・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として株式に投
	資する旨の記載があるもので、大型株、中小型株属性に
	あてはまらない全てのものをいう。
	※当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券(投
	資信託証券)への投資を通じて、株式に投資を行いま
	す。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨
	の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投
	資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものを
	いう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファ
	ンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)
	を投資対象として投資するものをいう。

- (注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。
- (注2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/) でご覧いただけます。
- (注3) 当ファンドはマザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、株式を主要投資 対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における 投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2) 【ファンドの沿革】

2001年11月5日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

2007年1月4日 投資信託振替制度へ移行

2007年7月1日 ファンドの名称を「DKA日本バリュー株オープン〈DC年金〉」から

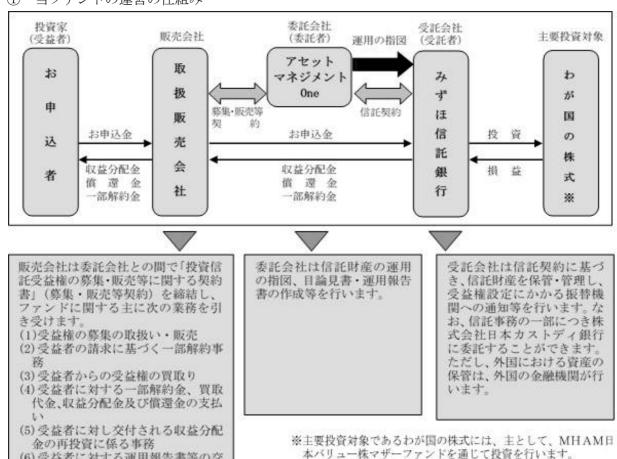
「MHAM日本バリュー株オープン〈DC年金〉」に変更

2016年10月1日 ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からア

セットマネジメントOne株式会社に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

① 当ファンドの運営の仕組み



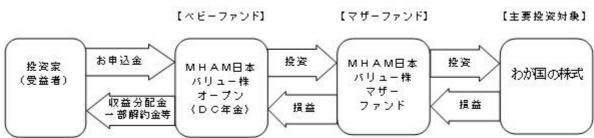
② ファミリーファンド方式の仕組み

(6) 受益者に対する運用報告書等の交

付

当ファンドは「MHAM日本バリュー株マザーファンド」をマザーファンドとするファミリー ファンド方式で運用を行います。

《ファミリーファンド方式》



- ※ ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファ ンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザー ファンドにて行う仕組みです。
- ※ マザーファンドのほかに、株式等に直接投資する場合があります。

③ 委託会社の概況

名称:アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所:東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円 (2024年1月31日現在)

委託会社の沿革

1985年7月1日 会社設立 1998年3月31日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得 1998年12月1日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブ 1999年10月1日 リュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社 と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社 とする。 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIA 2008年1月1日 Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更 DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式 2016年10月1日 会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社(資産運用部 門)が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

(2024年1月31日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグ ループ	東京都千代田区大手町一丁目5番 5号	28, 000株 ^{※1}	70. 0% [*] 2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13 番1号	12,000株	30. 0% [*] 2

※1: A種種類株式(15,510株)を含みます。

※2:普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生 命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行います。

② 運用方法

1. 主要投資対象

MHAM日本バリュー株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

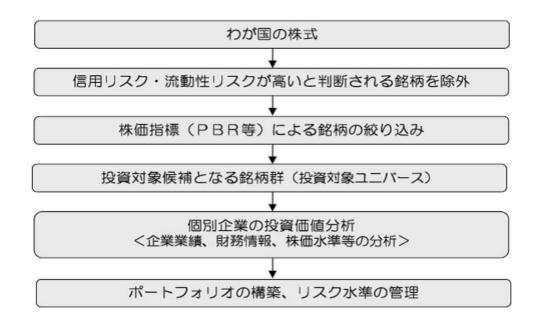
2. 投資態度

- a. 主としてMHAM日本バリュー株マザーファンド受益証券に投資を行い、信託財産の中・ 長期的な成長を目指します。
- b. 投資にあたっては、主としてMHAM日本バリュー株マザーファンド受益証券への投資を 通じ、以下の方針に基づき運用を行います。
 - i. わが国の株式を主要投資対象とし、企業の資産価値や収益力等から算出される投資価値 と比較した株価の割安度(バリュー)に着目した運用を行います。
 - ii. 銘柄選択の基準は、各種株価指標(PBR^{※1}、PER^{※2}、PCFR^{※3}、PSR^{※4}等)に加え、ファンダメンタルズ分析に基づくボトムアップ・アプローチ^{※5}により、企業の経営戦略や事業環境等の定性評価を行い、中・長期的に投資魅力が高く株価が割安と判断される銘柄を厳選し投資します。
 - ※1 PBR(株価純資産倍率または株価自己資本倍率)は、株価をその企業の1株当たりの 純資産(「資産ー負債」で算出され、自己資本ともいいます。)で割って算出しま す。「株価がその企業の1株当たりの純資産の何倍になっているか」ということを 示す株価指標で、それぞれの企業の株価が割高か割安かを「企業の資産価値」を基 準に相対的に評価する際に一般に用いられます。
 - ※2 PER(株価収益率)は、「株価がその企業の1株当たりの税引き後の当期利益の何倍になっているか」ということを示す株価指標で、それぞれの企業の株価が割高か割安かを「企業の収益力」を基準に相対的に評価する際に一般に用いられます。
 - ※3 PCFR(株価キャッシュフロー倍率)は、「株価がその企業の1株当たりのキャッシュフロー(税引き後の当期利益+減価償却費)の何倍になっているか」ということを示す株価指標です。
 - ※4 PSR(株価売上高倍率)は、「株価がその企業の1株当たりの売上高の何倍になっているか」ということを示す株価指標です。
 - ※5 ボトムアップ・アプローチとは、個別企業の調査・分析等に基づく個別銘柄の選別 を基に、組入銘柄を決定する手法をいいます。
 - ⅲ. 原則として、株式の組入比率は高位を保つことを基本とします。
- c. MHAM日本バリュー株マザーファンド受益証券への投資比率は高位を保つことを基本とします。
- d. 非株式(株式以外の資産)への実質投資割合※は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

- ※ 「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する 当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信 託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産総額または信託財産の純 資産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)
- e. RUSSELL/NOMURA Total Market Valueインデックス[※]をベンチマークとして、統計的手法 に基づくリスク管理を行いながら、中・長期的に当該ベンチマークを上回る運用成果を目指 します。
 - ※ ラッセル/ノムラ トータル マーケット バリュー インデックス(Russell/Nomura Total Market Value インデックス)は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティングとFrank Russell Companyが共同開発した日本株式インデックス(ラッセル/ノムラ トータル マーケット インデックス、以下「マザーインデックス」といいます。)のサブインデックスの1つです。マザーインデックスは、わが国の全上場銘柄の時価総額(安定持ち株控除後の時価総額)上位98%超の銘柄で構成されており、このマザーインデックスの時価総額を、PBRの数値の大きさを基準にして、二分して作られた2つのサブインデックスのうち、低PBR銘柄で構成されるのがラッセル/ノムラ トータル マーケット バリュー インデックス、高PBR銘柄で構成されるのがラッセル/ノムラ トータル マーケット グロース インデックスです。上記の2つのサブインデックスは、有価証券の含み損益などを勘案した修正純資産を用いて計算されるPBR(修正PBR)に基づいて分類しております。なお、インデックスの定義等は変更される場合があります。
 - (注) ラッセル/ノムラ トータル マーケット バリュー インデックスの知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社およびFrank Russell Companyに帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社およびFrank Russell Companyは、ラッセル/ノムラ トータル マーケット バリュー インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等ならびに当ファンドおよびラッセル/ノムラ トータル マーケット バリュー インデックスに関連して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。
- f. 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

③ ファンドの投資プロセス

当ファンドは、主としてMHAM日本バリュー株マザーファンド受益証券への投資を通じ、以下のプロセスによりわが国の株式に投資を行います。



- 1. わが国の株式を対象に銘柄の絞り込み(スクリーニング)を行います。絞り込みにあたっては、財務分析等を行い、信用リスクが高いと判断される銘柄を投資対象候補から除外します。また、各銘柄の時価総額や平均売買代金データなどを参考に、流動性リスクが高いと判断される銘柄を投資対象候補から除外します。
- 2. 1. の作業と併行して株価指標による銘柄の絞り込みを行います。株価指標のうち、各銘柄のPBRの水準を重視し、株価が相対的に割高な銘柄を投資対象候補から除外します。また、各銘柄についてPER、PCFR、PSR等の株価指標の水準をチェックし、これらの株価指標から見て株価が割高と判断される銘柄も投資対象候補から除外します。
- 3. 前記1.および2.のプロセスを経て絞り込まれた銘柄群を投資対象ユニバースとして、企業調査等に基づく個別企業の投資価値分析を行います。定性判断にあたっては、業績動向や利益水準の変化に着目し、企業の経営戦略、事業環境などを踏まえた分析を行った上で、「企業の本質的価値に対して現在の株価が割安」と判断される銘柄を選別します。
- 4. ポートフォリオの構築にあたっては、ベンチマークの動きに対してファンドの株式ポートフォリオの値動きが著しく乖離しないようリスク水準の管理を行い、ベンチマークの動きに対するファンドの株式ポートフォリオの値動きの乖離(トラッキングエラー)を概ね年率換算5%以内に抑える運用を目指します。ファンドの組入銘柄については、ベンチマークの構成銘柄と同様に、低PBR銘柄であることが基本となりますが、「低PBRで、かつ、企業の本質的価値に対して現在の株価が割安と判断される銘柄」を選別して投資することで、中・長期的にベンチマークを上回る運用成果を目指します。

※上記のプロセスは今後変更される場合があります。

(2) 【投資対象】

- ① 投資の対象とする資産の種類
 - この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款 第25条に定めるものに限ります。)
 - c. 金銭債権
 - d. 約束手形 (a. に掲げるものに該当するものを除きます。)
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - a. 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたMHAM日本バリュー株マザーファンド受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します(ただし、本邦通貨建のものに限ります。)。なお、当該有価証券には、次の各号に掲げるものを含みます。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引 受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で 定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)または優先出資引受権を表示する証書
- 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. \sim 11. の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

- 14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 21. 外国の者に対する権利で20. の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券(外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

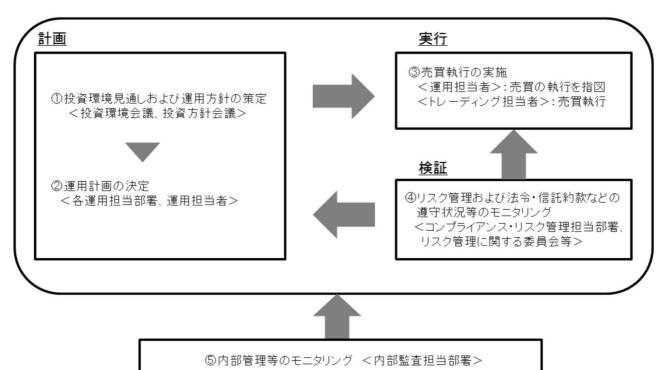
③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用 することを指図することができます。また、②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最 良執行をめざして売買の執行を行います。

④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署(人数60~70人程度) は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等 のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、 法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署(人数10~20人程度)が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、 内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事 項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用 担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファ ンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2024年1月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時(原則として6月29日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する利子・配当収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし利子・配当収益」といいます。)を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし利子・配当収益を控除して得た額)等の全額とします。
- 2. 分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。
- ※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益分配金の再投資

- 1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託会社が委託会社の指定する 預金口座等に払い込むことにより、販売会社に交付されます。
- 2. 販売会社は、分配金自動けいぞく投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行い、当該再投資にかかる売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

- ① 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限(約款 運用の基本方針 運用方法
 - (3) 投資制限、約款第19条、第21条、第22条)
 - 1. 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。
 - 2. 委託会社は、取得時において新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
 - 3. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所(「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場(以下「取引所」といいます。)のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。なお、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
 - 4. 委託会社は、同一銘柄の株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超 えることとなる投資の指図をしません。
 - 5. 委託会社は、同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合が、信託 財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 非株式[株式以外の資産](約款 運用の基本方針 運用方法(2)投資態度) 非株式(株式以外の資産)への実質投資割合は、原則として信託財産総額の100分の50を超えない ものとします。
- ③ 投資信託証券(約款第19条)

委託会社は、投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合が、信託 財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 転換社債等(約款第23条)

委託会社は、同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限) 外貨建資産への投資は行いません。

⑥ 信用取引(約款第24条)

- 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの 指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻し により行うことの指図をすることができるものとします。
- 2. 信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券
 - d. 売出しにより取得する株券
 - e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新 株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 - f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前記 e. に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(7) 信用リスク集中回避のための投資制限(約款第24条の1の2)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑧ デリバティブ取引等(約款第24条の2)

委託会社は、デリバティブ取引等(デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。)を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます(ただし、この信託において取引可能なものに限ります。以下同じ。)。)について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑨ 有価証券先物取引等(約款第25条)

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。

- a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ 対象有価証券の組入可能額(信託財産の組入ヘッジ対象有価証券とマザーファンドの組入ヘッ ジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益 証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入へッジ対象有価証券 の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を差引いた額)に信託財産が限月までに受取 る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金とマザーファンドが限月 までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金のうち信託財 産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファ ンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および 償還金の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月まで に受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象③金融商品1.か ら4. に掲げる金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証 券にかかる利払金および償還金等ならびに当該金融商品で運用している額のうち信託財産に 属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンド の信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる 利払金および償還金等ならびに当該金融商品で運用している額を乗じて得た額をいいます。) との合計額の範囲内とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、1. および2. で規定する 全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額 の5%を上回らない範囲内とします。
- 2. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における わが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに(2)投資対象③金融商品1. から4. に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象③金融商品1. から4. に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1. および2. で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑩ 有価証券の貸付(約款第26条)

- 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を以下の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の 時価総額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額が、信託財産で保有する公社 債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑪ 資金の借入れ(約款第34条)

- 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う 支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みま す。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金 借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。 なお、当該借入 金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入れ額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令で定める投資制限

○ 同一の法人の発行する株式の取得割合(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託 につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の 総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得 することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

- (1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い
 - ・当ファンドは、主としてMHAM日本バリュー株マザーファンド受益証券への投資を通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
 - ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
 - ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
 - ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
 - ・投資信託は預貯金とは異なります。
 - ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

① 株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。なお、当ファンドでは、株式の組入比率を原則として高位に維持するため、株式市場の動向により基準価額は大きく変動します。

② 流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落 要因となります。

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する株式等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

③ 信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となり ます。

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品(コマーシャル・ペーパー等)の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。当ファンドが投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

<その他>

- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる 取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実 勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。こ れにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止とな る可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払 が遅延する可能性があります。
- ・有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。
- ・当ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことがあります。

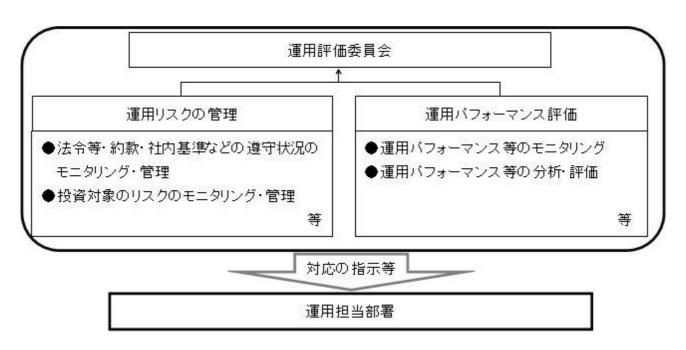
<収益分配金に関する留意点>

- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益) を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて 下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益 率を示すものではありません。
- ・投資家(受益者)のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には 元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より 基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理:運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価:運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会:上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、 運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



- ・流動性リスク管理:委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の 流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運 用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督 します。
- ※リスク管理体制は2024年1月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

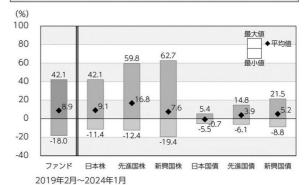
<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- *ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして 計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があり ます。
- *ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



- *上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- *すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

口気注ンフバーンド		
日 本 株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	[MSCIコクサイ・インデックス]は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先 進 国 債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	[FTSE世界国債インデックス(除く日本)]は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ディバーシファイド(円ベース)	[JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド]は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.87%(税抜1.7%) 以内の率を乗じて計算される額とします。

なお、2024年3月29日現在の信託報酬率は年1.87% (税抜1.7%) で、その配分 (税抜) については、以下の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
0.60%	1.02%	0.08%

② 信託報酬は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、当ファンドの毎計算期間の最初の 6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。なお、信託報酬にかかる消費税ならびに地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

※信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率

<信託報酬等を対価とする役務の内容>

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの
	管理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、特定資産の価格調査に要する費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、当該費用にかかる消費税等に相当する金額とともに毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。
- ② 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ③ 上記①、②の手数料等(借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。)については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。
- ④ 受益者が当ファンドを解約する際には、信託財産留保額(1口につき、解約請求受付日の基準価額の0.3%)をご負担いただきます。

(5) 【課税上の取扱い】

- ◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。
- ○個人の受益者に対する課税
 - ①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用あり)のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②解約時および償還時

解約時および償還時の差益(譲渡益) ※については、譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)を利用する場合、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

解約(換金)時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募株式投資信託および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)など。以下同じ。)の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額(配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座(源泉徴収口座)をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います(確定申告不要)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。 なお、益金不算入制度の適用はありません。

- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税 (復興特別所得税を含みます。) および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入 者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。
- ※上記は、2024年1月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
- ※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
 - ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ③収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から 当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。 (「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。)

<収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または 当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、② 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る 部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配 金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

··· (参考情報)ファンドの総経費率 ······

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.87%	1.87%	0.00%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2022年6月30日~2023年6月29日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

- ※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。
- ※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。
- ※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】

2024年1月31日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	20, 046, 847, 944	99. 02
内 日本	20, 046, 847, 944	99. 02
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	198, 635, 521	0.98
純資産総額	20, 245, 483, 465	100.00

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

MHAM日本バリュー株マザーファンド

2024年1月31日現在

資産の種類		時価合計 (円)	投資比率(%)
株式		21, 288, 023, 480	98. 96
	内 日本	21, 288, 023, 480	98. 96
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		224, 580, 391	1.04
純資産総額			100.00

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2024年1月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 評価金額	利率 (%)	投資 比率
مندا	761711 -> E1/20-34			(円)	(円)	償還日	(%)
	MHAM日本バリュー株マ	親投資		5. 0901	6, 0786	_	
1	ザーファンド	信託受	3, 297, 938, 332	5. 0901	0.0780		99. 02
	日本	益証券		16, 786, 953, 055	20, 046, 847, 944	_	

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年1月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99. 02
合計	99. 02

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

MHAM日本バリュー株マザーファンド

2024年1月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車	株式	356, 700	2, 347. 88	3, 000. 00	_	4. 97

	日本	輸送用機器		837, 490, 531	1, 070, 100, 000	_	
	三菱UFJフィナンシャ	株式		1, 081. 92	1, 395. 00	_	
2	ル・グループ 日本	銀行業	724, 500	783, 854, 413	1, 010, 677, 500	_	4. 70
	三井住友フィナンシャルグ						
3	ループ	株式	104, 200	6, 519. 51	7, 700. 00	_	3. 73
	日本	銀行業		679, 333, 881	802, 340, 000	_	
1	日立製作所	株式	65, 500	8, 990. 59	11, 675. 00	_	3. 55
	日本	電気機器	33, 333	588, 883, 719	764, 712, 500	_	
5	三菱商事	株式	273, 300	2, 318. 70	2, 565. 00	_	3. 26
	東京海上ホールディングス	卸売業 株式		633, 702, 212 3, 318. 10	701, 014, 500 3, 930. 00		
3	東京海上ホール / インクス 日本	保険業	163, 600	542, 841, 681	5, 930. 00 642, 948, 000	_	2. 99
	萩原電気ホールディングス	株式		3, 297. 20	5, 120. 00	_	
7	日本	卸売業	121, 100	399, 291, 008	620, 032, 000	_	2.88
	日本電信電話	株式		171. 36	186. 30	_	
3	日本	情報・通	3, 181, 700	545, 219, 681	592, 750, 710	_	2. 76
		信業		949, 419, 081	592, 750, 710		
	豊田自動織機	株式		10, 171. 04	12, 585. 00	_	
)	日本	輸送用機器	46, 500	472, 953, 367	585, 202, 500		2. 72
0	豊田通商	株式	55, 300	7, 460. 16	9, 786. 00	_	2. 52
·	日本	卸売業	55, 500	412, 547, 179	541, 165, 800	_	4.04
1	信越化学工業	株式	80, 800	4, 819. 18	5, 875. 00	_	2. 21
	日本	化学	-,,	389, 389, 855	474, 700, 000	_	
2	三菱HCキャピタル	株式	201 500	865. 41	1, 051. 00	_	1 01
2	日本	その他金融業	391, 500	338, 810, 607	411, 466, 500	_	1. 91
3	伊藤忠商事	株式	60, 700	5, 736. 42	6, 752. 00	_	1. 91
	日本	卸売業	,	348, 200, 807	409, 846, 400	_	
,	本田技研工業	株式	0.40, 0.00	1, 473. 08	1, 675. 50	_	1 00
4	日本	輸送用機 器	242, 300	356, 927, 933	405, 973, 650	_	1. 89
5	東京精密	株式	39, 000	7, 940. 77	9, 682. 00	_	1. 76
	日本	精密機器	.,	309, 690, 238	377, 598, 000	_	
6	野村不動産ホールディングス	株式	88, 800	3, 473. 34	4, 062. 00	_	1.68
	日本	不動産業		308, 433, 056	360, 705, 600	_	
7	日本電気	株式	36, 800	6, 951. 97	9, 700. 00	_	1.66
	日本	電気機器	, 	255, 832, 730	356, 960, 000	_	
0	KDDI	株式	CO 400	4, 493. 89	4, 897. 00	_	1 50
8	日本	情報・通 信業	68, 400	307, 382, 144	334, 954, 800	_	1. 56
	日本特殊陶業	株式		3, 118. 09	4, 000. 00	_	
9	日本	ガラス・土石製品	81, 200	253, 189, 101	324, 800, 000	_	1. 51
	オリックス	株式		2, 636. 13	2, 868. 50	_	
0	日本	その他金融業	113, 000	297, 883, 460	324, 140, 500	_	1. 51
1	三菱電機	株式	145, 700	2, 003. 53	2, 203. 00	_	1. 49
		ı İ	- 28 -				

	日本	電気機器		291, 914, 873	320, 977, 100	_	
22	アマダ	株式	197, 000	1, 432. 28	1, 605. 00	_	1. 47
22	日本	機械	197,000	282, 160, 399	316, 185, 000	_	1.47
23	武田薬品工業	株式	71, 400	4, 542. 07	4, 362. 00	_	1. 45
43	日本	医薬品	71, 400	324, 304, 379	311, 446, 800	_	1.40
24	琉球銀行	株式	262, 700	929. 05	1, 183. 00	_	1. 44
24	日本	銀行業	202, 700	244, 063, 482	310, 774, 100	_	1.44
25	三菱瓦斯化学	株式	128, 200	2, 103. 73	2, 422. 00	_	1. 44
20	日本	化学	126, 200	269, 699, 183	310, 500, 400	_	1.44
26	第一生命ホールディングス	株式	95, 200	2, 735. 95	3, 261. 00	_	1. 44
20	日本	保険業	95, 200	260, 463, 007	310, 447, 200	_	1.44
	コスモエネルギーホール	株式		3, 987. 81	6, 166. 00	_	
27	ディングス	1/11/	48, 300	3, 301. 01	0, 100. 00		1. 38
2'	日本	石油・石	40,000	192, 611, 365	297, 817, 800	_	1.00
	HЖ	炭製品		132, 011, 000	231, 011, 000		
28	キヤノン	株式	71, 600	3, 813. 64	4, 080. 00	_	1. 36
20	日本	電気機器	11,000	273, 057, 120	292, 128, 000	_	1.00
29	富士電機	株式	39, 100	6, 296. 74	7, 459. 00	_	1. 36
43	日本	電気機器	55, 100	246, 202, 908	291, 646, 900		1.50
30	三益半導体工業	株式	89, 600	3, 101. 51	3, 220. 00	_	1. 34
30	日本	金属製品	89, 000	277, 895, 754	288, 512, 000		1. 04

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年1月31日現在

種類	投資比率(%)
株式	98. 96
合計	98. 96

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2024年1月31日現在

		2024年1月31日先任
業種	国内/外国	投資比率(%)
卸売業	国内	12. 01
銀行業		11. 61
電気機器		10. 61
輸送用機器		10. 43
化学		5. 35
情報・通信業		4. 88
機械		4. 51
保険業		4. 43
その他金融業		3. 42
不動産業		2. 69
建設業		2. 66
小売業		2. 63
ガラス・土石製品		2. 54
電気・ガス業		2. 45
鉄鋼		2. 35
医薬品		2. 32
石油・石炭製品		2. 19
精密機器		1.76

17: 7三 米	7	1 70
陸運業		1.73
その他製品		1. 36
金属製品		1.34
鉱業		1. 25
証券、商品先物取引業		1.21
食料品		1.02
海運業		0. 93
ゴム製品		0.88
パルプ・紙]	0.37
合計		98. 96

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

MHAM日本バリュー株マザーファンド 該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

MHAM日本バリュー株マザーファンド 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

直近日(2024年1月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1 口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1 口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第13計算期間末 (2014年 6月30日)	3, 034	3, 034	1. 6686	1. 6686
第14計算期間末 (2015年 6月29日)	4, 614	4, 614	2. 1996	2. 1996
第15計算期間末 (2016年 6月29日)	4, 109	4, 109	1. 5799	1. 5799
第16計算期間末 (2017年 6月29日)	6, 183	6, 183	2. 1446	2. 1446
第17計算期間末 (2018年 6月29日)	7, 946	7, 946	2. 3319	2. 3319
第18計算期間末 (2019年 7月 1日)	7, 937	7, 937	2. 0911	2. 0911
第19計算期間末 (2020年6月29日)	7, 356	7, 356	1. 8555	1. 8555
第20計算期間末 (2021年6月29日)	10, 352	10, 352	2. 4755	2. 4755
第21計算期間末	12, 034	12, 034	2. 6766	2. 6766

(2022年6月29日)				
第22計算期間末 (2023年6月29日)	16, 182	16, 182	3. 3084	3. 3084
2023年1月末日	13, 156	_	2. 7849	_
2月末日	13, 554	_	2.8684	_
3月末日	13, 818	_	2.8676	_
4月末日	14, 121	-	2. 9358	_
5月末日	14, 621	_	3. 0208	_
6月末日	16, 184	_	3. 3048	_
7月末日	16, 710	_	3. 3843	_
8月末日	17, 138	_	3. 4569	_
9月末日	18, 030	_	3. 5807	_
10月末日	17, 656	_	3. 4713	_
11月末日	18, 592	_	3. 6326	_
12月末日	18, 351	_	3. 5705	_
2024年1月末日	20, 245	_	3. 9188	_

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
第19計算期間	0.0000
第20計算期間	0.0000
第21計算期間	0.0000
第22計算期間	0.0000
2023年6月30日~2023年12月29日	-

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第13計算期間	10.07
第14計算期間	31. 82
第15計算期間	△28. 17
第16計算期間	35. 74
第17計算期間	8.73
第18計算期間	△10. 33
第19計算期間	△11.3
第20計算期間	33. 4
第21計算期間	8.1
第22計算期間	23.6
2023年6月30日~2023年12月29日	7.9

⁽注1) 収益率は期間騰落率です。

(4) 【設定及び解約の実績】

設定口数	解約口数

⁽注2) 計算期間末が2019年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

第13計算期間	498, 184, 964	431, 910, 673
第14計算期間	783, 707, 374	504, 098, 614
第15計算期間	852, 606, 455	349, 377, 536
第16計算期間	799, 502, 996	517, 617, 596
第17計算期間	1, 010, 630, 353	486, 039, 224
第18計算期間	873, 580, 969	485, 204, 590
第19計算期間	895, 369, 255	726, 758, 973
第20計算期間	1, 031, 852, 368	814, 268, 305
第21計算期間	1, 084, 031, 707	769, 963, 946
第22計算期間	1, 159, 481, 913	764, 349, 461
2023年6月30日~	740, 372, 300	492, 106, 139
2023年12月29日	110, 312, 300	432, 100, 133

⁽注) 本邦外における設定及び解約はありません。

データの基準日:2024年1月31日

基準価額・純資産の推移《2014年1月31日~2024年1月31日》

分配の推移(税引前)



2019年 7月	0円
2020年 6月	0円
2021年 6月	0円
2022年 6月	0円
2023年 6月	0円
設定来累計	470円
and the second s	

※分配金は1万口当たりです。

- ※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
- ※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。 (設定日:2001年11月5日)

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

Ī	順位	銘柄名	比率(%)
	1	MHAM日本バリュー株マザーファンド	99.02

■MHAM日本バリュー株マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)	順位	
株式	98.96	1	
	00.06	0	

1木工(90.90
	内 日本	98.96
コール・ローン、・	その他の資産(負債控除後)	1.04
合計(純資産総額)		100.00

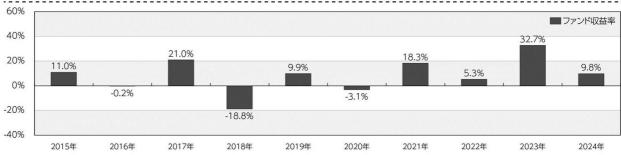
株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	卸売業	12.01
2	銀行業	11.61
3	電気機器	10.61
4	輸送用機器	10.43
5	化学	5.35

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	4.97
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	4.70
3	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	3.73
4	日立製作所	株式	日本	電気機器	3.55
5	三菱商事	株式	日本	卸売業	3.26
6	東京海上ホールディングス	株式	日本	保険業	2.99
7	萩原電気ホールディングス	株式	日本	卸売業	2.88
8	日本電信電話	株式	日本	情報·通信業	2.76
9	豊田自動織機	株式	日本	輸送用機器	2.72
10	豊田通商	株式	日本	卸売業	2.52

年間収益率の推移(暦年ベース)



- ※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
- ※2024年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
- ○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (3) 受益権の取得のお申込みは、確定拠出年金制度による取得のお申込みのみを対象といたします。 確定拠出年金制度を通じての取得のお申込みについては、確定拠出年金制度の定めにしたがうもの とします。
- (4) 当ファンドは、収益分配がなされた場合、分配金を自動的に無手数料で再投資する「自動けいぞく投資」専用ファンドです。このためお申込みの際、受益権の取得申込者は販売会社との間で別に定める「MHAM日本バリュー株オープン〈DC年金〉自動けいぞく投資約款」にしたがって、分配金自動けいぞく投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- (5) 取得申込者は、販売会社において、1円以上1円単位をもって購入することができます。
- (6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
- (7) 分配金自動けいぞく投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (8) 証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

2【換金(解約)手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に対し、1口単位をもって解約を請求することができます。
- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。
- (3) 解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了し

たものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分 については、翌営業日のお取扱いとなります。

- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額※を控除した価額(「解約価額」といいます。)とします。詳しくは、委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。
 - ※ 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、 信託財産に組入れられます。

照会先の名称	電話番号※
アセットマネジメント0ne株式会社	0120-104-694

- ※ 電話による問い合わせは、営業日の午前9時から午後5時までとさせていただきます。 (以下同じ。)
- (5) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- (7) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。一部解約の実行が中止された場合には、受益者が当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日における取引所の最終相場

② 当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。)に計算されます。 基準価額については、委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてきます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメント0ne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2001年11月5日から無期限とします。

(4)【計算期間】

毎年6月30日から翌年6月29日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は2001年 11月5日から2002年6月29日までとします。

上記の規定にかかわらず、計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

① 信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

- 1. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - b. 前記 a. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
 - c. 前記 b. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の 一を超えるときは、前記 a. の信託契約の解約をしません。
 - d. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - e. 前記 b. から d. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 b. の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 - f. 前記1. に定める信託契約の解約を行う場合において、前記b. の期間内に異議を述べた 受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請 求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議に より決定するものとします。
- 2. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

- 3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新 受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

- 1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2. 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更 しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款 にかかる知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、この信託約款にかかるすべて の受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3. 前記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
- 4. 前記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1. の信託約款の変更をしません。
- 5. 委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由 を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただ し、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6. 前記2. に定める変更を行う場合において、前記3. の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
- 7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴なう取扱い

- 1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

④ 関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴なう取扱い

- 1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の 3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
- 2. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判

所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行 と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託にかかる契約書 類に基づいて所定の事務を行います。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am-one.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の 公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦ 運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売 買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・運用報告書(全体版)は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、交付いたします。

https://www.am-one.co.jp/

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、販売会社に交付され、販売会社により自動的に再投資されます。

販売会社は、自動けいぞく投資約款に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座 簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部 解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日 以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている 受益権については原則として取得申込者とします。)に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる 受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その 権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期計算期間(2022年6月30日から2023年6月29日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年9月1日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛 業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAM日本バリュー株オープン〈DC年金〉の2022年6月30日から2023年6月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAM日本バリュー株オープン〈DC年金〉の2023年6月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の 判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われ た会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象 又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に 関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に 注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場 合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結 論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況によ り、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注1) 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

1【財務諸表】

【MHAM日本バリュー株オープン〈DC年金〉】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第21期 2022年6月29日現在	第22期 2023年6月29日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	282, 944, 830	317, 302, 125
親投資信託受益証券	11, 865, 659, 811	16, 021, 680, 345
流動資産合計	12, 148, 604, 641	16, 338, 982, 470
資産合計	12, 148, 604, 641	16, 338, 982, 470
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6, 964, 619	26, 565, 587
未払受託者報酬	5, 017, 614	6, 090, 348
未払委託者報酬	101, 607, 403	123, 330, 318
その他未払費用	88, 971	108, 016
流動負債合計	113, 678, 607	156, 094, 269
負債合計	113, 678, 607	156, 094, 269
純資産の部		
元本等		
元本	4, 496, 319, 296	4, 891, 451, 748
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	7, 538, 606, 738	11, 291, 436, 453
(分配準備積立金)	2, 381, 964, 270	4, 940, 434, 982
元本等合計	12, 034, 926, 034	16, 182, 888, 201
純資産合計	12, 034, 926, 034	16, 182, 888, 201
負債純資産合計	12, 148, 604, 641	16, 338, 982, 470

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(十匹:11)
	第21期 自 2021年6月30日 至 2022年6月29日	第22期 自 2022年6月30日 至 2023年6月29日
営業収益		
受取利息	499	1, 467
有価証券売買等損益	1, 067, 459, 946	3, 276, 060, 534
営業収益合計	1, 067, 460, 445	3, 276, 062, 001
営業費用		
支払利息	44, 346	101, 986
受託者報酬	9, 742, 800	11, 449, 743
委託者報酬	197, 293, 393	231, 859, 111
その他費用	172, 756	203, 055
営業費用合計	207, 253, 295	243, 613, 895
営業利益又は営業損失 (△)	860, 207, 150	3, 032, 448, 106
経常利益又は経常損失 (△)	860, 207, 150	3, 032, 448, 106
当期純利益又は当期純損失 (△)	860, 207, 150	3, 032, 448, 106
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	79, 007, 888	114, 449, 297
期首剰余金又は期首欠損金(△)	6, 170, 719, 673	7, 538, 606, 738
剰余金増加額又は欠損金減少額	1, 729, 765, 228	2, 121, 046, 817
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	_	_
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	1, 729, 765, 228	2, 121, 046, 817
剰余金減少額又は欠損金増加額	1, 143, 077, 425	1, 286, 215, 911
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	1, 143, 077, 425	1, 286, 215, 911
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	_	_
分配金	-	_
期末剰余金又は期末欠損金(△)	7, 538, 606, 738	11, 291, 436, 453

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		第22期	
	項目	自 2022年6月30日	
		至 2023年6月29日	
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券	
		移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ	
		たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

(貸借対照表に関する注記)

		第21期	第22期
	場 日	2022年6月29日現在	2023年6月29日現在
1.	期首元本額	4, 182, 251, 535円	4, 496, 319, 296円
	期中追加設定元本額	1, 084, 031, 707円	1, 159, 481, 913円
	期中一部解約元本額	769, 963, 946円	764, 349, 461円
2.	受益権の総数	4, 496, 319, 296 □	4, 891, 451, 748 □

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

		第21期	第22期
	項目	自 2021年6月30日	自 2022年6月30日
		至 2022年6月29日	至 2023年6月29日
1.	分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配	計算期間末における費用控除後の配
		当等収益(288,310,980円)、費用控	当等収益(419,659,371円)、費用控
		除後、繰越欠損金を補填した有価証	除後、繰越欠損金を補填した有価証
		券売買等損益(492,888,282円)、信	券売買等損益(2,498,339,438円)、
		託約款に規定される収益調整金	信託約款に規定される収益調整金
		(6,677,030,858円)及び分配準備積	(7, 843, 925, 860円)及び分配準備積
		立金(1,600,765,008円)より分配対	立金(2,022,436,173円)より分配対
		象収益は9,058,995,128円(1万口当	象収益は12,784,360,842円(1万口当
		たり20,147.57円)でありますが、分	たり26,136.12円)でありますが、分
		配を行っておりません。	配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目 自 2021年6月30日 至 2022年6月30日 至 2023年6月29日 至 2023年6月29日 1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用	
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用	
り、信託約款に規定する「運用の 基本方針」に従い、有価証券等の 金融商品に対して投資として運用	
することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品の	

		変動リスク、金利変動リスク)、 信用リスク、及び流動性リスクを 有しております。	
3.	金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

	項目	第21期	第22期
	- 現日	2022年6月29日現在	2023年6月29日現在
1.	貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則と してすべて時価で評価しているた め、貸借対照表計上額と時価との 差額はありません。	同左
2.	時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品上記以外の金融商品上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3.	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては 一定の前提条件等を採用している ため、異なる前提条件等によった 場合、当該価額が異なることもあ ります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第21期	第22期
	2022年6月29日現在	2023年6月29日現在
種類	当期の	当期の
	損益に含まれた	損益に含まれた
	評価差額(円)	評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1, 046, 858, 816	3, 259, 635, 208
合計	1, 046, 858, 816	3, 259, 635, 208

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第21期	第22期
	2022年6月29日現在	2023年6月29日現在
1口当たり純資産額	2. 6766円	3. 3084円
(1万口当たり純資産額)	(26, 766円)	(33,084円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2023年6月29日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	MHAM日本バリュー株マ ザーファンド	3, 160, 531, 108	16, 021, 680, 345	
親投資信託受益証券	合計	3, 160, 531, 108	16, 021, 680, 345	
合計			16, 021, 680, 345	

⁽注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「MHAM日本バリュー株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

	(十年 : 11)
	2023年6月29日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	370, 114, 110
株式	17, 340, 774, 720
未収入金	39, 846, 861
未収配当金	72, 383, 500
流動資産合計	17, 823, 119, 191
資産合計	17, 823, 119, 191
負債の部	
流動負債	
未払金	184, 308, 853
流動負債合計	184, 308, 853
負債合計	184, 308, 853
純資産の部	
元本等	
元本	3, 479, 537, 976
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	14, 159, 272, 362
元本等合計	17, 638, 810, 338
純資産合計	17, 638, 810, 338
負債純資産合計	17, 823, 119, 191

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	項目	自 2022年6月30日 至 2023年6月29日
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ たっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものにつ いては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気 配相場に基づいて評価しております。
2.	収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上 しております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	2023年6月29日現在
1.	本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元	3, 211, 661, 712円
	本額	
	同期中追加設定元本額	344, 873, 013円
	同期中一部解約元本額	76, 996, 749円
	元本の内訳	
	ファンド名	
	MHAM日本バリュー株オープン〈DC年金〉	3, 160, 531, 108円
	MHAM日本バリュー株ファンド [適格機関投資家限定]	189, 664, 002円
	One日本バリュー株ファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)	129, 342, 866円
	計	3, 479, 537, 976円
2.	受益権の総数	$3,479,537,976\square$

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目		自 2022年6月30日 至 2023年6月29日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.	金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の 金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細 は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動 リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リ スクを有しております。
3.	金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目		2023年6月29日現在
1.	貸借対照表計上額、時価及びその	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸

差額

借対照表計上額と時価との差額はありません。

(1)有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。
(2)デリバティブ取引
該当事項はありません。
(3)上記以外の金融商品
上記以外の金融商品
上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項に ついての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2023年6月29日現在	
	当期の	
	損益に含まれた	
	評価差額(円)	
株式	3, 096, 930, 575	
合計	3, 096, 930, 575	

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2023年6月29日現在
1口当たり純資産額	5. 0693円
(1万口当たり純資産額)	(50, 693円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2023年6月29日現在

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
	休八级	単価	金額	1佣-与
INPEX	131, 100	1, 604. 00	210, 284, 400	
西松建設	27, 400	3, 503. 00	95, 982, 200	
奥村組	33, 400	4, 085. 00	136, 439, 000	
積水ハウス	47, 200	2, 908. 00	137, 257, 600	
日揮ホールディングス	56, 600	1, 867. 00	105, 672, 200	
森永乳業	12, 200	4, 714. 00	57, 510, 800	
ダイワボウホールディングス	15, 000	2, 755. 00	41, 325, 000	
野村不動産ホールディングス	78, 600	3, 431. 00	269, 676, 600	
セブン&アイ・ホールディングス	36, 900	6, 331. 00	233, 613, 900	
ツルハホールディングス	6,600	10, 780. 00	71, 148, 000	
王子ホールディングス	138, 400	541.40	74, 929, 760	
	I			

東ソー	45, 700	1, 690. 50	77, 255, 850	
信越化学工業	77, 600	4, 787. 00	371, 471, 200	
三菱瓦斯化学	116, 900	2, 092. 00	244, 554, 800	
三井化学	24, 900	4, 274. 00	106, 422, 600	
電通グループ	24, 900	4, 808. 00	119, 719, 200	
武田薬品工業	71, 300	4, 556. 00	324, 842, 800	
杏林製薬	53, 100	1, 756. 00	93, 243, 600	
大塚ホールディングス	15, 500	5, 286. 00	81, 933, 000	
富士フイルムホールディングス	18, 100	8, 618. 00	155, 985, 800	
ENEOSホールディングス	289, 300	496. 90	143, 753, 170	
コスモエネルギーホールディングス	48, 200	3, 944. 00	190, 100, 800	
横浜ゴム	26, 800	3, 178. 00	85, 170, 400	
ブリヂストン	14, 700	5, 934. 00	87, 229, 800	
日本電気硝子	28,000	2, 533. 00	70, 924, 000	
日本特殊陶業	49, 500	2, 886. 00	142, 857, 000	
日本製鉄	71,600	2, 976. 00	213, 081, 600	
大和工業	30, 200	6, 048. 00	182, 649, 600	
住友電気工業	83, 800	1, 767. 50	148, 116, 500	
アマダ	151,600	1, 418. 50	215, 044, 600	
豊田自動織機	38, 400	10, 120. 00	388, 608, 000	
荏原製作所	18, 600	6, 923. 00	128, 767, 800	
THK	25, 900	2, 964. 50	76, 780, 550	
日立製作所	63, 500	8, 940. 00	567, 690, 000	
三菱電機	93, 400	2, 003. 50	187, 126, 900	
富士電機	39,000	6, 315. 00	246, 285, 000	
日本電気	36, 700	6, 946. 00	254, 918, 200	
ローム	12,600	13, 430. 00	169, 218, 000	
京セラ	14, 500	7, 767. 00	112, 621, 500	
三菱重工業	16, 700	6, 694. 00	111, 789, 800	
IHI	24, 200	3, 858. 00	93, 363, 600	
トヨタ自動車	304, 400	2, 295. 50	698, 750, 200	
武蔵精密工業	44, 900	1, 779. 00	79, 877, 100	
本田技研工業	72, 600	4, 381. 00	318, 060, 600	
SUBARU	34, 500	2, 735. 00	94, 357, 500	
萩原電気ホールディングス	115, 700	3, 270. 00	378, 339, 000	
スター精密	81, 300	1, 794. 00	145, 852, 200	
東京精密	38, 900	7, 970. 00	310, 033, 000	
キヤノン	73, 000	3, 822. 00	279, 006, 000	
大日本印刷	42, 300	4, 060. 00	171, 738, 000	
リンテック	26, 600	2, 275. 00	60, 515, 000	
グローブライド	92, 900	2, 220. 00	206, 238, 000	
伊藤忠商事	60, 600	5, 747. 00	348, 268, 200	
丸紅	79, 500	2, 488. 00	197, 796, 000	
豊田通商	46, 600	7, 169. 00	334, 075, 400	
BIPROGY	28, 100	3, 537. 00	99, 389, 700	
三菱商事	90, 900	6, 957. 00	632, 391, 300	
三益半導体工業	80, 300	3, 110. 00	249, 733, 000	
しまむら	8, 600	13, 630. 00	117, 218, 000	
エイチ・ツー・オー リテイリング	60, 900	1, 454. 00	88, 548, 600	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	662, 900	1, 066. 50	706, 982, 850	
		_		

りそなホールディングス	224, 800	689.70	155, 044, 560	
三井住友フィナンシャルグループ	79, 000	6, 151. 00	485, 929, 000	
ふくおかフィナンシャルグループ	45, 900	2, 937. 50	134, 831, 250	
琉球銀行	258, 500	920.00	237, 820, 000	
SBIホールディングス	36, 400	2, 771. 50	100, 882, 600	
オリックス	100, 800	2, 622. 00	264, 297, 600	
三菱HCキャピタル	352, 700	853.70	301, 099, 990	
野村ホールディングス	166, 500	546. 20	90, 942, 300	
SOMPOホールディングス	17, 300	6, 510. 00	112, 623, 000	
第一生命ホールディングス	95, 000	2, 721. 50	258, 542, 500	
東京海上ホールディングス	143, 300	3, 326. 00	476, 615, 800	
三井不動産	58, 200	2, 861. 00	166, 510, 200	
東急	37, 500	1, 745. 00	65, 437, 500	
東日本旅客鉄道	17, 400	8, 034. 00	139, 791, 600	
商船三井	37, 500	3, 430. 00	128, 625, 000	
NIPPON EXPRESSホール ディングス	18, 400	8, 209. 00	151, 045, 600	
日本電信電話	4, 025, 000	171. 20	689, 080, 000	
KDDI	68, 300	4, 494. 00	306, 940, 200	
関西電力	114, 400	1, 818. 50	208, 036, 400	
東北電力	147, 600	886.40	130, 832, 640	
電源開発	31, 800	2, 129. 00	67, 702, 200	
東京瓦斯	44, 000	3, 128. 00	137, 632, 000	
富士ソフト	40, 600	4, 630. 00	187, 978, 000	
合計	10, 415, 000		17, 340, 774, 720	

(2) 株式以外の有価証券 該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期中間計算期間 (2023年6月30日から2023年12月29日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年3月1日

アセットマネジメントOne株式会社取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所 指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和 業 務 執 行 社 員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAM日本バリュー株オープン〈DC年金〉の2023年6月30日から2023年12月29日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、MHAM日本バリュー株オープン〈DC年金〉の2023年12月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2023年6月30日から2023年12月29日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間 監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を 実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施 過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査 の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

【中間財務諸表】

【MHAM日本バリュー株オープン〈DC年金〉】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第22期 2023年6月29日現在	第23期中間計算期間末 2023年12月29日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	317, 302, 125	366, 801, 444
親投資信託受益証券	16, 021, 680, 345	18, 169, 378, 707
流動資産合計	16, 338, 982, 470	18, 536, 180, 151
資産合計	16, 338, 982, 470	18, 536, 180, 151
負債の部		
流動負債		
未払解約金	26, 565, 587	21, 594, 108
未払受託者報酬	6, 090, 348	7, 677, 901
未払委託者報酬	123, 330, 318	155, 478, 534
その他未払費用	108, 016	136, 182
流動負債合計	156, 094, 269	184, 886, 725
負債合計	156, 094, 269	184, 886, 725
純資産の部	-	
元本等		
元本	4, 891, 451, 748	5, 139, 717, 909
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	11, 291, 436, 453	13, 211, 575, 517
(分配準備積立金)	4, 940, 434, 982	4, 478, 846, 857
元本等合計	16, 182, 888, 201	18, 351, 293, 426
純資産合計	16, 182, 888, 201	18, 351, 293, 426
負債純資産合計	16, 338, 982, 470	18, 536, 180, 151

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(単位:円)
	第22期中間計算期間 自 2022年6月30日 至 2022年12月29日	第23期中間計算期間 自 2023年6月30日 至 2023年12月29日
営業収益		
受取利息	730	2, 032
有価証券売買等損益	185, 360, 339	1, 454, 458, 362
営業収益合計	185, 361, 069	1, 454, 460, 394
営業費用		
支払利息	54, 908	55, 077
受託者報酬	5, 359, 395	7, 677, 901
委託者報酬	108, 528, 793	155, 478, 534
その他費用	95, 039	136, 182
営業費用合計	114, 038, 135	163, 347, 694
営業利益又は営業損失(△)	71, 322, 934	1, 291, 112, 700
経常利益又は経常損失 (△)	71, 322, 934	1, 291, 112, 700
中間純利益又は中間純損失 (△)	71, 322, 934	1, 291, 112, 700
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	$\triangle 1,457,296$	80, 306, 730
期首剰余金又は期首欠損金(△)	7, 538, 606, 738	11, 291, 436, 453
剰余金増加額又は欠損金減少額	886, 489, 481	1, 850, 498, 333
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	_	_
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	886, 489, 481	1, 850, 498, 333
剰余金減少額又は欠損金増加額	562, 537, 872	1, 141, 165, 239
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	562, 537, 872	1, 141, 165, 239
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	_	_
分配金	_	_
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	7, 935, 338, 577	13, 211, 575, 517

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第23期中間計算期間 項目 自 2023年6月30日		第23期中間計算期間
		自 2023年6月30日
		至 2023年12月29日
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
		移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ
		たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目		第22期	第23期中間計算期間末
	A F	2023年6月29日現在	2023年12月29日現在
1.	期首元本額	4, 496, 319, 296円	4, 891, 451, 748円
	期中追加設定元本額	1, 159, 481, 913円	740, 372, 300円
	期中一部解約元本額	764, 349, 461円	492, 106, 139円
2.	受益権の総数	4, 891, 451, 748 □	5, 139, 717, 909 □

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記) 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第22期	第23期中間計算期間末
4月	2023年6月29日現在	2023年12月29日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及 びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則と してすべて時価で評価しているた め、貸借対照表計上額と時価との 差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原 則としてすべて時価で評価してい るため、中間貸借対照表計上額と 時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品上記以外の金融商品しコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価の算定においては 一定の前提条件等を採用している ため、異なる前提条件等によった 場合、当該価額が異なることもあ ります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

第22期		第23期中間計算期間末
	2023年6月29日現在	2023年12月29日現在
1口当たり純資産額	3. 3084円	3. 5705円
(1万口当たり純資産額)	(33,084円)	(35, 705円)

(参考)

当ファンドは、「MHAM日本バリュー株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。 同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

	(十三・11)
	2023年12月29日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	471, 832, 411
株式	19, 149, 542, 340
未収入金	137, 105, 033
未収配当金	24, 758, 650
流動資産合計	19, 783, 238, 434
資産合計	19, 783, 238, 434
負債の部	
流動負債	
未払金	281, 554, 209
流動負債合計	281, 554, 209
負債合計	281, 554, 209
純資産の部	
元本等	
元本	3, 529, 660, 832
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	15, 972, 023, 393
元本等合計	19, 501, 684, 225
純資産合計	19, 501, 684, 225
負債純資産合計	19, 783, 238, 434

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	項目	自 2023年6月30日 至 2023年12月29日
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ たっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものにつ いては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気 配相場に基づいて評価しております。
2.	収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上 しております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	2023年12月29日現在
1.	本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元	3, 479, 537, 976円
	本額	
	同期中追加設定元本額	143, 850, 922円
	同期中一部解約元本額	93, 728, 066円
	元本の内訳	
	ファンド名	
	MHAM日本バリュー株オープン〈DC年金〉	3, 288, 515, 811円
	MHAM日本バリュー株ファンド [適格機関投資家限定]	96, 160, 820円
	One日本バリュー株ファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)	144, 984, 201円
	하	3, 529, 660, 832円
2.	受益権の総数	$3,529,660,832\square$

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	項目	2023年12月29日現在
1.	貸借対照表計上額、時価及びその 差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3.	金融商品の時価等に関する事項に ついての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、 異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

2023年12月29日現在

1口当たり純資産額	5. 5251円
(1万口当たり純資産額)	(55, 251円)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2024年1月31日現在

I	資産総額	20, 307, 185, 498円
П	負債総額	61, 702, 033円
Ш	純資産総額 (I – II)	20, 245, 483, 465円
IV	発行済数量	5, 166, 286, 290 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	3.9188円

(参考)

MHAM日本バリュー株マザーファンド

2024年1月31日現在

I	資産総額	21,701,140,237円
П	負債総額	188, 536, 366円
Ш	純資産総額 (I – II)	21, 512, 603, 871円
IV	発行済数量	3, 539, 083, 353 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	6. 0786円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券 の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等名簿

該当事項はありません。

(3)受益者に対する特典 該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額(2024年1月31日現在)

資本金の額 20億円

発行する株式総数※ 100,000株

(普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)

発行済株式総数 40,000株

(普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

※種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減:該当事項はありません。

(2) 会社の機構(2024年1月31日現在)

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の 過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)ならびにその受益証券(受益権)の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2024年1月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。 (親投資信託を除く)

基本的性格	本数	純資産総額(単位:円)
追加型公社債投資信託	26	1, 572, 383, 675, 634
追加型株式投資信託	780	15, 835, 315, 739, 439
単位型公社債投資信託	21	36, 022, 651, 893
単位型株式投資信託	202	1, 082, 536, 147, 383
合計	1, 029	18, 526, 258, 214, 349

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵 省令第38号)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣 府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

- 2. 財務諸表及び中間財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 3. 委託会社は、第38期事業年度(自2022年4月1日至2023年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第39期中間会計期間(自2023年4月1日至2023年9月30日)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

アセットマネジメントOne株式会社 取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正彦 業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注1) 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

(1)【貸借対照表】

		第37期 (2022年3月31)	3現在)	第38期 (2023年3月31	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			31, 421		33, 770
金銭の信託			30, 332		29, 184
未収委託者報酬			17, 567		16, 279
未収運用受託報酬			4, 348		3, 307
未収投資助言報酬			309		283
未収収益			5		15
前払費用			1, 167		1, 129
その他			2, 673		2, 377
	流動資産計		87, 826		86, 346
固定資産					
有形固定資産			1, 268		1, 127
建物		※ 1	1, 109	※ 1	1,001
器具備品		※ 1	158	※ 1	118
リース資産			-	※ 1	7
無形固定資産			4, 561		5, 021
ソフトウエア			3, 107		3, 367
ソフトウエア仮勘定			1, 449		1,651
電話加入権			3		2
投資その他の資産			10, 153		9, 768
投資有価証券			241		182
関係会社株式			5, 349		5, 810
長期差入保証金			1, 102		775
繰延税金資産			3, 092		2, 895
その他			367		104
	固定資産計		15, 983		15, 918
資産合計			103, 810		102, 265

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1, 445	1, 481
リース債務	-	1
未払金	7, 616	7, 246
未払収益分配金	0	0
未払償還金	9	-
未払手数料	7, 430	7, 005
その他未払金	175	240
未払費用	8, 501	7, 716
未払法人税等	2, 683	1, 958
未払消費税等	1, 330	277
賞与引当金	1, 933	1,730
役員賞与引当金	69	48
流動負債計	23, 581	20, 460
固定負債		
リース債務	-	6
退職給付引当金	2, 507	2, 654
時効後支払損引当金	147	108
固定負債計	2, 655	2, 769
負債合計	26, 236	23, 230
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2, 000	2,000
資本剰余金	19, 552	19, 552
資本準備金	2, 428	2, 428
その他資本剰余金	17, 124	17, 124
利益剰余金	56, 020	57, 481
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	55, 896	57, 358
別途積立金	31, 680	31,680
繰越利益剰余金	24, 216	25, 678
株主資本計	77, 573	79, 034
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	$\triangle 0$	$\triangle 0$
評価・換算差額等計	$\triangle 0$	$\triangle 0$
純資産合計	77, 573	79, 034
負債・純資産合計	103, 810	102, 265

(2)【損益計算書】

	/** 0.F.#I		Ī	単位:日刀円)
	第37期 (自 2021年4月	∃1日	第38期 (自 2022年4	
	至 2022年3月		至 2023年3	
営業収益				
委託者報酬	108, 563		95, 739	
運用受託報酬	16, 716		16, 150	
投資助言報酬	1, 587		2, 048	
その他営業収益	12		23	
営業収益計		126, 879		113, 962
営業費用		,		,
支払手数料	45, 172		41, 073	
広告宣伝費	391		216	
公告費	0		0	
調査費	36, 488		33, 177	
調査費	10, 963		12, 294	
委託調査費	25, 525		20, 882	
委託計算費	557		548	
営業雑経費	842		733	
通信費	35		36	
印刷費	606		504	
協会費	66		69	
諸会費	26		29	
支払販売手数料	106		92	
営業費用計		83, 453		75, 749
一般管理費				
給料	10, 377		10, 484	
役員報酬	168		168	
給料・手当	8, 995		9, 199	
賞与	1, 213		1, 115	
交際費	6		17	
寄付金	15		11	
旅費交通費	40		128	
租税公課	367		330	
不動産賃借料	1,674		1,006	
退職給付費用	495		437	
固定資産減価償却費	1, 389		1, 388	
福利厚生費	42		47	
修繕費	0		1	
賞与引当金繰入額	1, 933		1,730	
役員賞与引当金繰入額	69		48	
機器リース料	0		0	
事務委託費	3, 901		4, 074	
事務用消耗品費	45		37	
器具備品費	0		1	
諸経費	217		334	
一般管理費計		20, 578		20, 078
営業利益		22, 848		18, 135

		7期 年4月1日 年3月31日)		8期 年4月1日 年3月31日)
営業外収益				
受取利息	13		10	
受取配当金	※ 1 559		※ 1 2,400	
時効成立分配金・償還金	0		0	
為替差益	7		_	
雑収入	19		10	
時効後支払損引当金戻入額	10		24	
営業外収益計		610		2, 446
営業外費用				
為替差損	_		3	
金銭の信託運用損	743		1,003	
早期割増退職金	20		24	
雑損失	_		47	
営業外費用計		764		1, 079
経常利益		22, 694		19, 502
特別利益				
固定資産売却益	0		_	
投資有価証券売却益	_		4	
特別利益計		0		4
特別損失				
固定資産除却損	5		12	
投資有価証券売却損	6		9	
ゴルフ会員権売却損	3		_	
オフィス再編費用	※ 2 509		_	
関係会社株式評価損	_		584	
特別損失計		525		606
税引前当期純利益		22, 169		18, 900
法人税、住民税及び事業税		6, 085		4, 881
法人税等調整額		584		197
法人税等合計		6, 669		5, 078
当期純利益		15, 499		13, 821

(3) 【株主資本等変動計算書】

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

		株主資本							
	資本剰余金								
	V- 1 6			VI 1 7 1 6		その他和	川益剰余金		株主資本
	資本金	答木淮備全		利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計	
当期首残高	2,000	2, 428	17, 124	19, 552	123	31, 680	19, 996	51, 800	73, 353
当期変動額									
剰余金の配当							△11, 280	△11, 280	△11, 280
当期純利益							15, 499	15, 499	15, 499
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									-
当期変動額合計	_	-	-	_	_	-	4, 219	4, 219	4, 219
当期末残高	2,000	2, 428	17, 124	19, 552	123	31, 680	24, 216	56, 020	77, 573

	評価・換	評価・換算差額等			
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計		
当期首残高	△0	△0	73, 353		
当期変動額					
剰余金の配当			△11, 280		
当期純利益			15, 499		
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0		
当期変動額合計	△0	△0	4, 219		
当期末残高	△0	△0	77, 573		

		株主資本							
	資本剰余金								
	Virg. 1. 6		7 - 11	View I To I A		その他和	川益剰余金		株主資本
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計
当期首残高	2,000	2, 428	17, 124	19, 552	123	31, 680	24, 216	56, 020	77, 573
当期変動額									
剰余金の配当							△12, 360	△12, 360	△12, 360
当期純利益							13, 821	13, 821	13, 821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									-
当期変動額合計	_	-	-	_	_	-	1, 461	1, 461	1, 461
当期末残高	2,000	2, 428	17, 124	19, 552	123	31, 680	25, 678	57, 481	79, 034

	評価・換		
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
当期首残高	△0	△0	77, 573
当期変動額			
剰余金の配当			△12, 360
当期純利益			13, 821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1, 461
当期末残高	$\triangle 0$	$\triangle 0$	79, 034

重要な会計方針

里罗	な会計方針	
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	 (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2.	金銭の信託の評価基準及び評 価方法	時価法
3.	固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取 得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8~18年 器具備品 … 2~20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利 用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採 用しております。
4.	外貨建の資産及び負債の本邦 通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換 算し、換算差額は損益として処理しております。
5.	引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支 給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給 見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、 当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 (1)退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 (2数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6.	収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投
		— 77 —

資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる 場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産 総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信 託によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の 経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資 信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当該適用指針の適用に伴う、当事業年度の財務諸表への影響はありません。

また、(金融商品会計)注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

		(1)313/
	第37期	第38期
	(2022年3月31日現在)	(2023年3月31日現在)
建物	415	523
器具備品	966	934
リース資産	_	1

(損益計算書関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	第37期	第38期
	(自 2021年4月 1日	(自 2022年4月 1日
	至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
受取配当金	543	2, 393

※2. オフィス再編費用

オフィス再編費用は、主に本社オフィスレイアウトの見直しによるものです。

(株主資本等変動計算書関係)

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24, 490		ı	24, 490
A種種類株式	15, 510	_	ı	15, 510
合計	40,000	_	_	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月16日	普通株式				
定時株主総会	A種種類 株式	11, 280	282, 000	2021年3月31日	2021年6月17日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日	普通 株式	利益	12, 360	309, 000	2022年3月31日	2022年6月17日
定時株主総会	A種種 類株式	剰余金	12, 300	309, 000	2022年3月31日	2022年0月17日

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24, 490			24, 490
A種種類株式	15, 510	_	_	15, 510
合計	40, 000	_	_	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日	普通株式	10.200	200, 000	2022年2月21日	2022年6月17日
定時株主総会	A種種類 株式	12, 360	309, 000	2022年3月31日	2022年6月17日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2023年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日	普通 株式	利益	11, 040	276, 000	2023年3月31日	2023年6月19日
定時株主総会	A種種 類株式	剰余金	11,040	270,000	2023年3月31日	2023年0月19日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託 及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引)を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券(投資信託)、業務上の関係を有する企業の株式であり、 発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引 先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制として います。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、 十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第37期(2022年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託(2) 投資有価証券	30, 332	30, 332	
その他有価証券	1	1	_
資産計	30, 334	30, 334	

第38期(2023年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託(2) 投資有価証券	29, 184	29, 184	
その他有価証券	1	1	_
資産計	29, 186	29, 186	

- (注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため 時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。
- (注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(2022年3月31日現在)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1) 現金・預金	31, 421	_	_	_
(2) 金銭の信託	30, 332	_	_	_
(3) 未収委託者報酬	17, 567	_	_	_
(4) 未収運用受託報酬	4, 348	_	_	_
(5) 投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	_	1	_	_
合計	83, 670	1	_	_

第38期(2023年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	33, 770	_	_	_
(2) 金銭の信託	29, 184	_	_	_
(3) 未収委託者報酬	16, 279	_	_	_
(4) 未収運用受託報酬	3, 307	_	_	_
(5) 投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	_	1	_	_
合計	82, 540	1	_	_

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される 当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価 レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第37期(2022年3月31日現在)

区分	時価(百万円)				
四月	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
(1) 金銭の信託	_	6, 932	_	6, 932	
(2) 投資有価証券	_	_	_	_	
その他有価証券	_	_	_	_	
資産計	_	6, 932		6, 932	

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は、金銭の信託23,399百万円、投資有価証券1百万円となります。

第38期 (2023年3月31日現在)

区分	時価(百万円)				
区·为	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
(1) 金銭の信託	_	29, 184	_	29, 184	
(2) 投資有価証券	_	_	_	_	
その他有価証券	_	1	_	1	
資産計		29, 186		29, 186	

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相 手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

		()
	第37期	第38期
	(2022年3月31日現在)	(2023年3月31日現在)
投資有価証券(その他有価証券)		
非上場株式	239	180
関係会社株式		
非上場株式	5, 349	5, 810

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式 (第37期の貸借対照表計上額5,349百万円、第38期の貸借対照表計上額5,810百万円) については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第37期 (2022年3月31日現在)

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 取得原価		差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	_	_	_
小計	_	_	_
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	$\triangle 0$
小計	1	2	$\triangle 0$
合計	1	2	$\triangle 0$

⁽注) 非上場株式(貸借対照表計上額239百万円)については、市場価格がないことから、上表に 含めておりません。

第38期(2023年3月31日現在)

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 取得原価		差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	_	_	_
小計	_	_	_
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	$\triangle 0$
小計	1	2	$\triangle 0$
合計	1	2	$\triangle 0$

⁽注) 非上場株式(貸借対照表計上額180百万円)については、市場価格がないことから、上表に 含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
株式	13		6

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
株式	54	4	9

4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について584百万円(関係会社株式584百万円)減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

		(百万円)_
	第37期	第38期
	(自 2021年4月1日	(自 2022年4月1日
	至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2, 479	2, 576
勤務費用	295	279
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	$\triangle 14$	31
退職給付の支払額	△185	$\triangle 191$
退職給付債務の期末残高	2, 576	2, 698

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(百万円)

	第37期	第38期
	(2022年3月31日現在)	(2023年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2, 576	2, 698
未積立退職給付債務	2, 576	2, 698
未認識数理計算上の差異	△35	$\triangle 44$
未認識過去勤務費用	$\triangle 33$	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2, 507	2, 654
退職給付引当金	2, 507	2, 654
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2, 507	2,654

(百万円)

		(日カロ)
	第37期	第38期
	(自 2021年4月1日	(自 2022年4月1日
	至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
勤務費用	295	279
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	34	22
過去勤務費用の費用処理額	69	34
その他	$\triangle 3$	$\triangle 4$
確定給付制度に係る退職給付費用	398	334

⁽注)上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において20百万円、当事業年度において24百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

<u> </u>		
	第37期	第38期
	(2022年3月31日現在)	(2023年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%~3.76%	$1.00\%\sim3.56\%$

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度97百万円、当事業年度103百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	<u>第37期</u>	<u>第38期</u>
	(2022年3月31日現在)	(2023年3月31日現在)
繰延税金資産	(百万円)	(百万円)
未払事業税	156	121
未払事業所税	10	9
賞与引当金	592	529
未払法定福利費	92	94
運用受託報酬	845	390
資産除去債務	13	15
減価償却超過額(一括償却資産)	12	21
減価償却超過額	58	198
繰延資産償却超過額(税法上)	292	297
退職給付引当金	767	812
時効後支払損引当金	45	33
ゴルフ会員権評価損	7	7
関係会社株式評価損	166	345
投資有価証券評価損	28	4
その他	2	13
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	3, 092	2, 895
繰延税金負債		
繰延税金負債合計		
繰延税金資産の純額	3, 092	2,895

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	<u>第37期</u>	<u>第38期</u>
	(2022年3月31日現在)	(2023年3月31日現在)
法定実効税率	_	30.62 %
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	_	△3.69 %
その他		△0.06 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	_	26.87 %

⁽注)前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

当社(以下「AMOne」という)は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社 (以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式 会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4 社」という)間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	ТВ	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投 資助言・代理業務	投資運用業務、投 資助言·代理業務		

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)及び第一生命ホールディングス株式会社(以下「第一生命」という)の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0. 0154

^(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率 (議決権比率)

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率50.00%MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率20.00%MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率70.00%なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3.企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

- 11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項
 - (1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円 取得原価 144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額 76,224百万円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた 負債の純額と取得原価との差額によります。

c. のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

正未相合りに支げ八個に真座及い引き支げに負債の領型いにての主な判制

a. 資産の額資産合計40,451百万円うち現金・預金11,605百万円

うち金銭の信託 11,792百万円

b. 負債の額 負債合計 9, 256百万円 うち未払手数料及び未払費用 4. 539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額 には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額

53,030百万円

b. 主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030百万円

c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第37期	第38期
	(2022年3月31日現在) (2023年3月31日現在)
流動資産	一百万円	一百万円
固定資産	76,763百万円	68,921百万円
資産合計	76,763百万円	68,921百万円
流動負債	—百万円	一百万円
固定負債	4,740百万円	3,643百万円
負債合計	4,740百万円	3,643百万円
純資産	72,022百万円	65,278百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん55, 263百万円51, 451百万円顧客関連資産25, 175百万円20, 947百万円

(2) 損益計算書項目

	第37期	第38期
	(自 2021年4月1日	(自 2022年4月1日
	至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
営業収益	一百万円	—百万円
営業利益	△8,429百万円	△8,039百万円
経常利益	△8,429百万円	△8,039百万円
税引前当期純利益	△8,429百万円	△8,039百万円
当期純利益	△7,015百万円	△6,744百万円
1株当たり当期純利益	△175,380円68銭	△168,617円97銭
(注)営業利益には、のれん)	及び顧客関連資産の償却額を	が含まれております。
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	4,618百万円	4,228百万円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の 負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、その うち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第37期	第38期
	(自 2021年4月1日	(自 2022年4月1日
	至 2022年3月31日)	至 2023年3月31日)
委託者報酬	108, 259百万円	95,739百万円
運用受託報酬	14,425百万円	14,651百万円
投資助言報酬	1,587百万円	2,048百万円
成功報酬(注)	2,594百万円	1,499百万円
その他営業収益	12百万円	23百万円_
合計	126,879百万円	113,962百万円

⁽注)成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬、当事業年度に おいては損益計算書の運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)及び第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

- (2) 地域ごとの情報
- ①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社は2022年8月1日付でPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
- (1) 親会社及び法人主要株主等 第27期 (白 2021年4月1日 天 2022年2月21

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 該当はありません。

<u>第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)</u> 該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等 第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 該当はありません。

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

2170	[5019] (目 2021年4月1日 主 2022年5月51日)										
				事業の		12 4 7 7 7 1		#. 71 o. 1. #4	#. → L A ###	~ I	
属	会社等の 名称	住所		内容又 は職業	右(湖	役員の	事業上	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
性	.,,,,		, ,,,,	,,,,,,	所有)	兼任等	の関係		(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		(,-,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
					割合						
親	株式会社	東京都	14, 040	銀行業	_	_	当社設定	投資信託	7, 789	未払	1, 592
云	みずほ銀	千代田	億円				投資信託			手数料	
<u>た</u> の	行	区					の販売	行手数料			
子	みずほ証			証券業	_	_	当社設定		16, 373	未払	2,651
· 会	券株式会		億円					の販売代		手数料	
社	社	区					の販売	行手数料			

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

7/10	0別(日 20	J <u>ZZ++4</u> ;	1 T H T	: 40454	0/101	1 /					
属性	会社等の 名称	住所	又は	事業の 内容又 は職業	等の所	関係 役員の 兼任等	系内容 事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
会社	株式会社 みずほ銀 行			銀行業			投資信託	投資信託 の販売代 行手数料	7, 474	未払 手数料	1, 579
l J	券株式会	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	I		投資信託	投資信託 の販売代 行手数料	13, 932	未払 手数料	2, 404

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ (東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表該当はありません

(1株当たり情報)

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	1,939,327円79銭	1,975,862円96銭
1株当たり当期純利益金額	387, 499円36銭	345, 535円19銭

- (注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載して おりません。
- (注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益金額	15,499百万円	13,821百万円
普通株主及び普通株主と同等の株 主に帰属しない金額		
普通株式及び普通株式と同等の株 式に係る当期純利益金額	15, 499百万円	13,821百万円
普通株式及び普通株式と同等の株 式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24, 490株)	(24, 490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を 有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月22日

アセットマネジメント0ne株式会社 取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 森重 俊寛

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメント0ne株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメント0ne株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸 表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理 性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の 作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及 び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどう かを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

			期中間会計期間末 3年9月30日現在)
(資産の部)		(202	0 1 0/1 00 日 20日/
流動資産			
現金・預金			28, 01
金銭の信託			28, 38
未収委託者報酬			17, 669
未収運用受託報酬			3, 74
未収投資助言報酬			30
未収収益			1:
前払費用			1, 318
その他			2, 504
	流動資産計		81, 950
固定資産			
有形固定資産			1, 05
建物		% 1	94'
器具備品		% 1	100
リース資産		※ 1	(
無形固定資産			4, 959
ソフトウエア			2,95
ソフトウエア仮勘定			2,002
電話加入権			:
投資その他の資産			8, 55
投資有価証券			184
関係会社株式			4, 888
長期差入保証金			77:
繰延税金資産			2, 592
その他			120
	固定資産計		14, 572
資産合計			96, 529

	第39期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	418
リース債務	1
未払金	7,850
未払収益分配金	1
未払償還金	0
未払手数料	7, 654
その他未払金	193
未払費用	7, 452
未払法人税等	2, 372
未払消費税等	1,076
契約負債	20
賞与引当金	861
役員賞与引当金	26
	流動負債計 20,081
固定負債	
リース債務	5
退職給付引当金	2, 701
時効後支払損引当金	72
	固定負債計 2,780
負債合計	22, 861
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	19, 552
資本準備金	2, 428
その他資本剰余金	17, 124
利益剰余金	52, 115
利益準備金	123
その他利益剰余金	51, 991
別途積立金	31,680
繰越利益剰余金	20, 311
	朱主資本計 73,668
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	$\triangle 0$
評価・接	章差額等計 △0
純資産合計	73, 668
負債・純資産合計	96, 529

	<u> </u>	/#r 0.0 Hu 그는 BE	(単位:白力円)
		第39期中間 (自 2023年4月1日 至	
営業収益		(日 2020十五)11日 王	2020 - 37130 H /
委託者報酬		49, 984	
運用受託報酬		8, 063	
投資助言報酬			
		1, 082	
その他営業収益	兴米ID X 31.	13	FO 144
営業費用	営業収益計		59, 144
支払手数料		21, 623	
広告宣伝費		107	
公告費		0	
調査費		17, 657	
調査費		6, 728	
委託調査費		10, 928	
委託計算費		280	
営業雑経費		372	
通信費		17	
印刷費		253	
協会費		33	
諸会費		29	
支払販売手数料		38	
	営業費用計		40, 042
一般管理費			
給料		4, 831	
役員報酬		77	
給料・手当		4, 735	
賞与		19	
交際費		14	
寄付金		3	
旅費交通費		63	
租税公課		175	
不動産賃借料		508	
退職給付費用		206	
固定資產減価償却費		※ 1 749	
福利厚生費		17	
修繕費		0	
賞与引当金繰入額		861	
役員賞与引当金繰入額		26	
機器リース料		0	
事務委託費		1, 714	
事務用消耗品費		24	
器具備品費		0	
諸経費		120	
阳烂其	一般管理費計	120	9, 319
営業利益	双目垤賃訂		9, 319

	第39期中間	
	(自 2023年4月1日 至	至 2023年9月30日)
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	3	
時効成立分配金・償還金	0	
時効後支払損引当金戻入額	35	
雑収入	10	
営業外収益計		53
営業外費用		
為替差損	7	
金銭の信託運用損	785	
早期割増退職金	0	
雑損失	3	
営業外費用計		797
経常利益		9, 038
特別損失		
固定資産除却損	2	
関係会社株式評価損	922	
特別損失計		924
税引前中間純利益		8, 113
法人税、住民税及び事業税		2, 136
法人税等調整額		303
法人税等合計		2, 440
中間純利益		5, 673

(3) 中間株主資本等変動計算書

第39期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

		株主資本								
			資本剰余金		利益剰余金					
						その他利	益剰余金			
	資本金	資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	2,000	2, 428	17, 124	19, 552	123	31, 680	25, 678			
当中間期変動額										
剰余金の配当							△11,040			
中間純利益							5, 673			
株主資本以 外の項目の 当中間期変 動額(純額)										
当中間期変動額 合計	-	_	_	-	-	I	△5, 366			
当中間期末残高	2,000	2, 428	17, 124	19, 552	123	31, 680	20, 311			

	株主	資本	評価・換	算差額等	
	利益剰余金 利益剰余金 合計	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
当期首残高	57, 481	79, 034	$\triangle 0$	△0	79, 034
当中間期変動額					
剰余金の配当	△11,040	△11,040			△11,040
中間純利益	5, 673	5, 673			5, 673
株主資本以 外の項目の 当中間期変 動額(純額)		I	△0	$\triangle 0$	△0
当中間期変動額 合計	△5, 366	△5, 366	$\triangle 0$	△0	△5, 366
当中間期末残高	52, 115	73, 668	$\triangle 0$	$\triangle 0$	73, 668

重要な会計方針	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び 評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取 得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物
4. 外貨建の資産及び負債の本 邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨 に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっなります。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投

6. 収益及び費用の計上基準

資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる 場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。 当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。 当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第39期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)			
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物	•••	577百万円	
	器具備品 リース資産		764百万円 2百万円	

(中間損益計算書関係)

項目	第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)		
※1. 減価償却実施額	有形固定資產 ··· 71百万円 無形固定資產 ··· 678百万円		

(中間株主資本等変動計算書関係)

第39期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	24, 490	_	_	24, 490
A種種類株式	15, 510	_	_	15, 510
合計	40,000	_	_	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日	普通株式				
定時株主総会	A種種類 株式	11, 040	276, 000	2023年3月31日	2023年6月19日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。

(金融商品関係)

第39期中間会計期間末(2023年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託(2) 投資有価証券	28, 384	28, 384	_
その他有価証券	1	1	_
資産計	28, 386	28, 386	_

⁽注) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時 価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される

当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(百万円)				
E-55	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
金銭の信託	-	28, 384		28, 384	
投資有価証券	_	-	_	_	
その他有価証券	_	1	_	1	
資産計	_	28, 386	_	28, 386	

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券(その他有価証券)	
非上場株式	182
関係会社株式	
非上場株式	4, 888

(有価証券関係)

第39期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額4,888百万円)については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

区 分	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	_	-	_
小計	_	-	-
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	$\triangle 0$
合計	1	2	$\triangle 0$

⁽注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

(持分法損益等)

当社は2022年8月1日付でPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当社(以下「AMOne」という)は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社 (以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式 会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4 社」という)間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	ТВ	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投 資助言・代理業務		, ,	投資運用業務、投 資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメント0ne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)及び第一生命ホールディングス株式会社(以下「第一生命」という)の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0. 0154

^(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率 (議決権比率)

 MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率
 50.00%

 MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率
 20.00%

 MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率
 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50,00%から51,00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3.企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3.企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

- 11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項
 - (1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間 2023年4月1日から2023年9月30日まで
 - (2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円 取得原価 144,212百万円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額 76,224百万円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負

債の純額と取得原価との差額によります。

c. のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額 資産合計 40,451百万円

うち現金・預金11,605百万円うち金銭の信託11,792百万円

b. 負債の額 負債合計 9,256百万円

うち未払手数料及び未払費用 4,539百万円

- (注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の 額には含まれておりません。
- (5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額 53,030百万円

b. 主要な種類別の内訳

顧客関連資產 53,030百万円

c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	一百万円
固定資産	65,400百万円
資産合計	65,400百万円
流動負債	- 百万円
固定負債	3,358百万円
負債合計	3,358百万円
純資産	62,041百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額49,546百万円及び顧客関連資産の金額19,028 百万円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	一百万円
営業利益	△3,824百万円
経常利益	△3,824百万円
税引前中間純利益	△3,824百万円
中間純利益	△3,237百万円
1株当たり中間純利益	△80,925円14銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額1,905百万円及び顧客関連資産の償却額1,918百万円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

委託者報酬49,984百万円運用受託報酬7,464百万円投資助言報酬1,082百万円成功報酬(注)599百万円その他営業収益13百万円合計59,144百万円

(注)成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

第39期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごと の営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1株当たり純資産額

1,841,700円33銭

1株当たり中間純利益金額

141,837円37銭

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
中間純利益金額	5,673百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属し ない金額	_
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中 間純利益金額	5,673百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平 均株式数	40,000株
(うち普通株式)	(24, 490株)
(うちA種種類株式)	(15, 510株)

⁽注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を 有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項 委託会社の関連会社であるPayPayアセットマネジメント株式会社に対する出資比率が、2023年 10月6日付で49.9%から23.4%に引き下がりました。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項 委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありま せん。

約 款

追加型証券投資信託 [MHAM日本バリュー株オープン〈DC年金〉] 約款

運用の基本方針

約款第20条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものといたします。

基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。

運用方法

- (1) 投資対象
- MHAM日本バリュー株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
- (2) 投資態度
- ①主としてMHAM日本バリュー株マザーファンド受益証券に投資を行い、信託財産の中・長期的な成長を目指します。
- ②投資にあたっては、主としてMHAM日本バリュー株マザーファンド受益証券への投資を通じ、以下の 方針に基づき運用を行います。
 - a. わが国の株式を主要投資対象とし、企業の資産価値や収益力等から算出される投資価値と比較した 株価の割安度(バリュー)に着目した運用を行います。
 - b. 銘柄選択の基準は、各種株価指標(PBR、PER、PCFR、PSR等)に加え、ファンダメン タルズ分析に基づくボトムアップ・アプローチにより、企業の経営戦略や事業環境等の定性評価を行 い、中・長期的に投資魅力が高く株価が割安と判断される銘柄を厳選し投資します。
- ③MHAM日本バリュー株マザーファンド受益証券への投資比率は高位を保つことを基本とします。
- ④非株式(株式以外の資産)への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑤RUSSELL/NOMURA Total Market Valueインデックスをベンチマークとして、統計的手法に基づくリスク管理を行いながら、中・長期的に当該ベンチマークを上回る運用成果を目指します。
- ⑥市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑦有価証券等の価額変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

(3) 投資制限

- ①株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産総額の20%以下とします。
- ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10% 以下とします。
- ⑤同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が 当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得 ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号 の定めがある新株予約権付社債を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下 とします。
- ⑥投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑦外貨建資産への投資は行いません。

- ⑧有価証券先物取引等は約款第25条の規定の範囲で行います。
- ⑨一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する 利子・配当収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし利子・配当収益」といいます。) を含みます。)と売買益(評価益を含み、みなし利子・配当収益を控除して得た額。)等の全額とします。
- ②分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託 [MHAM日本バリュー株オープン〈DC年金〉] 約款

<信託の種類、委託者および受託者>

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne 株式会社を委託者とし、みずほ信託 銀行株式会社を受託者とします。
 - ②この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

<信託事務の委託>

- 第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的および金額>

第3条 委託者は、当初設定日に金100万円を信託し、受託者はこれを引受けます。

<信託金の限度額>

- 第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。
 - ②追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
 - ③委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第5条 この信託の期間は、この契約締結の日から第47条第7項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項 および第52条第2項の規定による信託終了の日までとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合 に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第7条 この信託契約締結当初の受益者は委託者のみ、追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権 取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込 者に帰属します。

<受益権の分割および再分割>

- 第8条 委託者は、第3条の規定による受益権について100万口を均等に分割します。また、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、均等に分割します。
 - ②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法>

- 第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗 じた額とします。
 - ②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債 総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金 額をいいます。

<信託日時の異なる受益権の内容>

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

<受益権の帰属と受益証券の不発行>

- 第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
 - ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)ならびに保護預り会社または第45条に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

<受益権の設定にかかる受託者の通知>

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

<受益権の申込単位および価額>

- 第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、原則として、1 口の整数倍をもって当該受益権の取得の申込みに応ずることができるものとします。
 - ②委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。
 - ③前2項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関もしくは委託者に、取得申込

と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関ならびに委託者(第45条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。)は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ④第1項および第2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑤前項の手数料の額は取得申込日の基準価額に委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融 機関がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。
- ⑥第1項および第2項の規定にかかわらず、証券取引所(「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場(以下「取引所」といいます。)のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。
- ⑦前3項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者が 第43条第1項または第3項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合、1口単位をもって受 益権の売付けを行います。この場合の受益権の価額は、原則として、第37条に規定する各計算期間 終了日の基準価額とします。

<受益証券の種類>

第14条 (削 除)

<受益権の譲渡にかかる記載または記録>

- 第14条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

<受益権の譲渡の対抗要件>

第14条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

<受益証券の再交付>

第15条 (削 除)

<受益証券を毀損した場合等の再交付>

第16条 (削 除)

<受益証券の再交付の費用>

第17条 (削 除)

<投資の対象とする資産の種類>

第18条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

- ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第25条に定めるものに限ります。)
- ハ. 金銭債権
- ニ. 約束手形(イ. に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

<運用の指図範囲>

- 第19条 委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結されたMHAM日本バリュー株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します(ただし、円貨建のものに限ります。)。なお、当該有価証券には、次の各号に掲げるものを含みます。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人が発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。) の新株引受権証券を除きます。)
 - 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で 定めるものをいいます。)
 - 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)または優先出資引受権を表示する証書
 - 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 10. コマーシャル・ペーパー
 - 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含む。以下同じ。) および新株 予約権証券
 - 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性格を有するもの
 - 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - 14. 投資証券または外国投資証券 (金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 16. オプションを表示する証券または証書 (金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)

- 17. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に表示されるべきもの
- 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- ②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条 第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者 が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用すること の指図ができます。
- ④委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の 時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予 約権証券ならびに当該投資信託証券の時価総額の割合をそれぞれ乗じて得た額をいいます。

<受託者の自己または利害関係人等との取引>

- 第19条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び 投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、 受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託 業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第27条において同 じ。)、第27条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の 信託財産との間で、第18条ならびに第19条第1項および第2項に定める資産への投資等を行うこ とができます。
 - ②前項の取扱いは、第24条、第25条、第26条、第32条ないし第34条における委託者の指図による取引についても同様とします。

<運用の基本方針>

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

<投資する株式等の範囲>

- 第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
 - ②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

<同一銘柄の株式等への投資制限>

- 第22条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該株式の時 価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を 超えることとなる投資の指図をしません。
 - ②委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ③前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の 時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券およ び当該新株予約権証券の時価総額の割合をそれぞれ乗じて得た額をいいます。

<同一銘柄の転換社債等への投資制限>

- 第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドに属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時 価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予 約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<信用取引の指図>

- 第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株 予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託 財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除 きます。)の行使により取得可能な株券先物

<信用リスク集中回避のための投資制限>

第24条の1の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<デリバティブ取引等に係る投資制限>

第24条の2 委託者は、デリバティブ取引等(デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。)を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます(ただし、この信託において取引可能なものに限ります。以下同じ。)。)について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

< 先物取引等の運用指図・目的・範囲>

- 第25条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。
 - 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有 価証券の組入可能額(信託財産の組入ヘッジ対象有価証券とマザーファンドの組入ヘッジ対象 有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の 時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入へッジ対象有価証券の時価総 額の割合を乗じて得た額をいいます。)を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社 債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る 組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみ なした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産 の純資産総額に占める組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金の割合を乗 じて得た額をいいます。)を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証 券にかかる利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用 している額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等 ならびに当該金融商品で運用している額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属 するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマ ザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに当該金 融商品で運用している額を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション 取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回ら

ない範囲内とします。

- ②委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限 月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

<有価証券の貸付の指図および範囲>

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号 の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価総額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

<信託業務の委託等>

- 第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務 の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う 体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受 託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができる ものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為

に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

<有価証券の保管>

第28条 (削 除)

<混蔵寄託>

第29条 金融機関または証券会社等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社等の名義で混蔵寄託できるものとします。

<一括登録>

第30条 (削 除)

<信託財産の登記等および記載等の留保等>

- 第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

<一部解約の請求および有価証券売却等の指図>

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

<再投資の指図>

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

<資金の借入れ>

- 第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度と

- し、かつ借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
- ③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業 日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<損益の帰属>

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

<受託者による資金の立替え>

- 第36条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託 者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
 - ②信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
 - ③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを 定めます。

<信託の計算期間>

- 第37条 この信託の計算期間は、毎年6月30日から翌年6月29日までとすることを原則とします。ただし、第 1計算期間は、平成13年11月5日から平成14年6月29日までとします。
 - ②前項の規定にかかわらず、前項の原則により計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

<信託財産に関する報告>

- 第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者 に提出します。

<信託事務の諸費用および監査費用>

- 第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、特定資産の価格調査に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額ならびに受託者の立替えた立替金の利息および借入金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
 - ②前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額は、第37条に規定する計算期間を通じて、毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

<信託報酬等の総額>

- 第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純 資産総額に年10,000分の170以内の率を乗じて得た額とします。
 - ②前項の信託報酬は、第37条に規定する毎計算期間の最初の6カ月の終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁

します。

<収益の分配方式>

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1.信託財産に属する利子・配当収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に 類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に 属する利子・配当収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし利子・配当収益」と いいます。)との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当す る金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に あてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし利子・配当収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ②前項第1号におけるみなし利子・配当収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる利子・配当収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越すものとします。

<収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責>

- 第42条 受託者は、収益分配金については原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第44条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
 - ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じないものとします。

<収益分配金の再投資>

- 第43条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じたものとします。当該再投資にかかる受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ②収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。
 - ③委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める「MHAM日本バリュー株オープン 〈DC年金〉自動けいぞく投資約款」(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款等を含むものとします。)にしたがって取得申込者が結んだ契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ④収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
 - ⑤前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

- 第44条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ②一部解約金は、第47条第1項の解約約定日から起算して、原則として、4営業日目から当該受益者 に支払います。
 - ③前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
 - ④償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額 等に応じて計算されるものとします。
 - ⑤前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

<委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関>

第45条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への 記載または記録等に関する業務を委任することができます。

<償還金の時効>

第46条 受益者が、信託終了による償還金について第44条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失ない、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

<信託契約の一部解約>

- 第47条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に対し、1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
 - ②平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、 委託者の指定する証券会社または登録金融機関もしくは委託者に対し、振替受益権をもって行う ものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解 約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが 確実な受益証券をもって行うものとします。
 - ③委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合は、この信託契約の一部を解約します。 なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対 して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一 部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当 該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から、当該基準価額に10,000分の30 の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
 - ⑤委託者は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による 請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す ことができます。
 - ⑥前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者が当該受付の中止以前

に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じた価額とします。

- ⑦委託者は、信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、 委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑧委託者は、前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

<質権口記載または記録の受益権の取り扱い>

第47条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

<信託契約の解約>

- 第48条 委託者は、第5条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ②委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える ときは、第1項の信託契約の解約をしません。
 - ⑤委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、 かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益 者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑥第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

- 第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

<委託者の登録取消等に伴なう取扱い>

- 第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会 社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第4項に該当する場合を除き、当該投資信 託委託会社と受託者との間において存続します。

<委託者の事業の譲渡および承継に伴なう取扱い>

第51条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を 譲渡することがあります。 ②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

<受託者の辞任および解任に伴なう取扱い>

- 第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
 - ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

<信託約款の変更>

- 第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
 - ②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える ときは、第1項の信託約款の変更をしません。
 - ⑤委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、 かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益 者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<反対者の買取請求権>

- 第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 48条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対 し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
 - ②前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。

<運用報告書に記載すべき事項の提供>

- 第54条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供します。
 - ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

<公告>

- 第55条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.am-one.co.jp/
 - ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<信託約款に関する疑義の取扱い>

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条(受益証券の種類)から第17条(受益証

券の再交付の費用)、第45条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第2条 本約款で規定する「デリバティブ取引に係る権利」のうち「証券取引法等の一部を改正する法律の 施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年六月十四日法律第六十六号)」による廃止前 の金融先物取引法第2条第1項に規定する「金融先物取引」については、同条第2項に定める「取引所 金融先物取引等」に相当するものに係る権利をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成13年11月5日

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

委託者 第一勧業アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目6番2号

受託者 みずほ信託銀行株式会社

親投資信託「MHAM日本バリュー株マザーファンド〕約款

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものといたします。

基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。

運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。)に上場されている株式および店頭登録されている株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①わが国の株式を主要投資対象とし、企業の資産価値や収益力等から算出される投資価値と比較した株価の割安度(バリュー)に着目した運用を行い、信託財産の中・長期的な成長を目指します。
- ②銘柄選択の基準は、各種株価指標(PBR、PER、PCFR、PSR等)に加え、ファンダメンタル ズ分析に基づくボトムアップ・アプローチにより、企業の経営戦略や事業環境等の定性評価を行い、中・ 長期的に投資魅力が高く株価が割安と判断される銘柄を厳選し投資します。
- ③原則として、株式の組入比率は高位を保つことを基本とします。
- ④RUSSELL/NOMURA Total Market Valueインデックスをベンチマークとして、統計的手法に基づくリスク管理を行いながら、中・長期的に当該ベンチマークを上回る運用成果を目指します。
- ⑤市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥有価証券等の価額変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数 等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引なら びに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取 引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引 等」といいます。)を行うことができます。

(3) 投資制限

- ①株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産総額の20%以下とします。
- ③同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が 当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得 ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号 の定めがある新株予約権付社債を含みます。)への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧有価証券先物取引等は約款第24条の規定の範囲で行います。
- ⑨一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。